

令和 7 年度 碧南市青少年問題協議会

日 時 6 月 2 5 日（水）午後 2 時から

会 場 碧南市文化会館 5 F 研修室 2

1 市民憲章唱和

2 辞令交付及び自己紹介

3 議 事

(1) 会長の選任およびあいさつ

(2) 副会長の指名

(3) 青少年問題協議会の役割と活動

ア 地方青少年問題協議会法について

<資料 1>

イ 碧南市青少年問題協議会条例について

<資料 2>

ウ 青少年育成関係機関組織表について

<資料 3>

エ 令和 7 年度青少年育成事業基本方針について

<資料 4>

(4) これまでの話し合いを受けた取り組みについて

「こども 110 番の家」の取り組み

<資料 5>

○「こども 110 番の家」スタンプラリーの実施

(5) 小・中学校の問題行動・いじめ等の現状について（学校教育課）<資料 6>

(6) 碧南警察署管内の犯罪・触法少年補導状況について

<資料 7>

碧南警察署生活安全課長 田邊 光徳 様

4 連絡事項

(1) その他

地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正：平成二十五年六月十四日法律第四十四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く[地方自治法](#)（昭和二十二年法律第六十七号）[第二百五十二条の十九第一項](#)の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

○碧南市青少年問題協議会条例

[平成元年12月26日]
[条 例 第 47 号]

改正 平成12年12月25日 条例第43号

平成26年 3月25日 条例第 6号

碧南市青少年問題協議会条例（昭和37年碧南市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条及び第6条の規定に基づき、青少年問題協議会の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 碧南市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員）

第3条 協議会の委員は、22人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 各種団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市民の代表
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日条例第43号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成26年 3月25日条例第 6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

碧南市青少年健全育成関係機関組織表

3 来 城 へ

碧南市青少年問題協議会

碧南市 教育委員会
生涯学習課

（目 的）	青少年の指導・育成等に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査・審議する。 また、必要な関係行政機関相互の連絡・調整を図る。（碧南市青少年育成基本方針の決定）
（委 員）	教育長、民生児童委員協議会代表、保護区保護司会代表、防犯協会連合会代表、体育協会代表 警察関係者、青少年育成推進員代表、高等学校長の代表、小中学校長の代表 子ども育成連絡協議会代表、人権擁護委員代表、PTA連絡協議会代表 刈谷児童相談センター代表、臨床心理相談員 市民の代表（公選）（22名以内）
（根拠法令）	碧南市青少年問題協議会条例 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条及び第6条の規定に基づき設置
（施 行）	昭和32年 （改正）H26.14 地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、市条例の一部改正（H26.4.1施行）

碧南市青少年育成市民会議

（目 的）	青少年問題のうち重要性にかんがみ、広く市民の総意を集集し、市の施策と呼応し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
（委 員）	PTA連絡協議会、民生児童委員、主任児童委員、少年輔導委員、保護司、スポーツ協会 子ども会育成連絡協議会、公民館長、青年会議所、青少年育成推進員、小中学校生徒指導 碧南高校教頭、碧南工科高校PTA、碧南工科高校生徒指導 スカウト育成連絡協議会、保育所父母の会連絡協議会、更生保護女性会、少年野球育成連盟 少年サッカー連盟、おやじの会、HEXPO STAFF（22名）
（活 動）	青少年とともにすむ夏・冬の運動、機関紙「ふれあい」の発行 「親子キャッチ575」作品募集、青少年育成県民会議関連事業ほか ・二部会（親子キャッチ部会・広報啓発部会）で取り組む。
（施 行）	昭和56年

碧南市青少年育成推進員連絡会

（目 的）	青少年健全育成や家庭教育の推進のため、青少年育成推進員を委嘱して地域ぐるみでの展開を図る。
（委 員）	市内7公民館を単位に各4名（男女各2名） 計28名 任期2年
（活 動）	地域に根ざした活動を展開するために、市内7公民館を拠点にして、それぞれ青少年育成地区推進委員会を組織し、地域の特徴を生かした活動の推進力になる。 碧南市青少年育成モデル地区指定事業を行い、地域の活性化に努める。 定期的に情報交換のための連絡会をもつ。
（施 行）	昭和52年

公民館を拠点にして

青少年育成新川地区推進委員会
青少年育成中央地区推進委員会
青少年育成大浜地区推進委員会
青少年育成畑尾地区推進委員会
青少年育成日進地区推進委員会
青少年育成鷺塚地区推進委員会
青少年育成西端地区推進委員会

令和7年度 碧南市青少年育成事業

基 本 方 針

明日の碧南を担う青少年が、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心身ともに健やかに成長していくことは、市民全ての願いです。

しかし、青少年を取り巻く社会環境は、児童虐待やいじめなど子どもたちの安全を脅かす事件、ニートやひきこもりに象徴される若者の社会的自立の遅れなど、複雑かつ多様な問題を抱えています。

最近では、スマートフォンの急激な普及により、気軽にインターネットを利用し便利な生活を楽しむことができる反面、子どもたちが有害なサイトにアクセスし、犯罪に巻き込まれる危険性も高くなっています。

また、コロナ禍において、集団での行動や不要不急の外出を制限されたことで、抑うつ状態に陥ったりネット依存が顕著に現れたりする子どもたちも見られています。

こうした青少年をめぐる様々な問題に対して、保護者や大人は子どもたちと真正面から向き合い、子どもたちが発するサインを見逃さないようにしなければなりません。そして、子どもたちが家庭での愛情溢れるふれあいを基に、人や地域、自然と関わる様々な体験活動を通して、命の大切さ、他人への思いやりを感じ、個性を発揮し主体的、創造的に生きていく資質や能力を身に付け、郷土碧南の自然や文化、歴史を尊重する社会人として成長するように、保護者をはじめ地域全体で、子どもたちを支える必要があります。

したがって、これらの課題を解決するためには、家庭、学校、地域、行政、関係団体が一体となって共通の目標を持ち、それぞれの役割や責任を果たし、相互に協力して、青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。

そのために、次の目標を掲げ、碧南市青少年健全育成を推進していきます。

<総合目標>

未来を担う心豊かでたくましい青少年の育成

<施策目標>

- 1 豊かな心・健やかな体・確かな学力を育む教育の推進
- 2 社会の一員として地域活動への参加の推進
- 3 市民総ぐるみによる青少年健全育成活動の推進

中央地区における「こども 110 番の家」の取り組みについて

1 これまでの取り組み

令和元年度の会議の中で、地域ぐるみで児童生徒を守ることの大切さが再認識され、新たな手立てを講じるより、今ある「こども 110 番の家」の見直しと活用が大切であると提言された。

(1)「こども 110 番の家」のさらなる周知のために

○「こども 110 番の家」スタンプラリー

主 催：青少年育成推進員委員会、おやじの会、子ども会

日 時：令和 7 年 5 月 1 8 日（日）

参加者：中央地区在住親子（43 名）、中央中学校ボランティア（10 名）、委員等（24 名）

内 容：110 番の家の中から 3 つのチェックポイントを指定して、マップを活用して巡回する。チェックポイントを毎年変えながら、幅広く周知できるよう工夫している。

<今年度参加者に配布したルートマップ>

